

## 保 育 委 託 契 約 書

保育委託者（保育対象幼児の親権者）を甲とし、保育受託者（ベビーシッター）を乙として、甲と乙とは、本日、次の通り保育委託契約を締結する。

### 記

#### ●趣旨

第1条 甲は、乙に対し、甲の子である \_\_\_\_\_（以下「幼児」という）の保育を委託し、乙はその委託を受けることを約する。  
（保育委託の期間および時間）

第2条 保育委託の期間及び時間は、別に作成する覚え書きに定めるところによる。  
（保育料）

#### 第3条

1. 甲は、乙に対し、別に作成する覚え書きに定める保育料を支払う。
2. 甲は、前項の保育料を、乙に支払うものとする。
3. 甲が保育料を支払う時期および方法は別に作成する覚え書きに定めるものとする。  
（幼児に関する情報開示）

#### 第4条

1. 甲は、保育を委託する前に、幼児に関する下記情報を開示するものとする。
  - (1) 現在及び過去における疾病、アレルギー等
  - (2) 食事に関する留意事項
  - (3) 現在及び過去に使用している薬の名称及び使用方法等
  - (4) かかりつけの病院の情報
  - (5) 緊急の連絡先（2箇所以上とする）
  - (6) その他保育に関して注意すべき事項
2. 前項の情報開示は、別に作成する幼児情報記入シートを提出することによって行う。

#### ●育児の方法

#### 第5条

1. 乙は、前条に基づき甲から開示を受けた情報にしたがって、幼児の保育を行う。
2. 乙は、細心の注意をもって幼児の育児を行い、保育中に幼児に病気その他の異変があったときは、直ちに甲に連絡する。
3. 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、直ちに乙と協力して万全の措置を講ずるものとする。

#### ●幼児の引き渡し

第6条 甲は、毎日の保育委託の開始時に、乙に対してのみ幼児を引き渡すものとし、乙は保育受託の終了時に、いかなる理由があっても甲以外の者に幼児の引き渡しをしない。ただし、甲にやむを得ない事由があるときは、甲の意志を十分に確認したうえで、甲の指定する者に引き渡すことができる。  
（幼児の食事代・被服費の負担）

#### 第7条

1. 甲は、別に作成する覚え書きに記載した経費を負担する。
2. 乙は、甲の指示または了解を得ないで支出した費用の精算を甲に求めることができない。

#### ●契約の解除

#### 第8条

1. 契約の解除は別に作成する覚え書きに定めるところによる。ただし甲または乙は、相手方に次の事由の一つでも発生したときは、何らの通知勧告を要せずに、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 幼児が甲以外の保育に適さないとき。
  - (2) 甲または乙に相手方の信頼を損なう言動があったとき。
  - (3) 本契約の条項に違反したとき。
  - (4) その他本契約を継続しがたいやむを得ない事由があったとき。

#### ●免責事項

第9条 いかなるトラブルが生じた際も甲及び乙は本契約の仲介者にその責を問わず、甲と乙の責において解決するものとする。  
（定めのない事項）

第10条 本契約に定めのない事項は、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙とは、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	(住所)	
	(氏名)	印
乙	(住所)	
	(氏名)	印

## 保育条件に関する覚え書き

●保育委託契約の期間 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 から 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで

※ 期間の終了日に特に定めがない場合は契約日より6ヵ月とし、保育委託者もしくはベビーシッターから解約の申し出がない限り、自動的に延長されるものとする。

●保育委託の曜日 毎週（月・火・水・木・金・土・日）曜日（該当に○）

●保育委託の時間（午前・午後） 時より（午前・午後） 時まで（該当に○）

●保育料について

・保育料は（月極・1時間単位）（該当に○）で定める。

・保育料を1時間単位で定めた場合、平日1時間\_\_\_\_\_円、休日1時間\_\_\_\_\_円とする。

ただし\_\_\_\_時より\_\_\_\_時までは夜間料金として\_\_\_\_%増しとする。

・保育料を月極で定めた場合、ひと月\_\_\_\_\_円とする。

●保育料の支払い方法について

・保育料は（保育1回ごとに支払う・毎月末にまとめて支払う）（該当に○）

・保育料は（現金で手渡し・指定金融機関に振込み）（該当に○）で支払う。

・振込の場合、振込み口座は以下の通り

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

区分（普通・当座） 口座番号 \_\_\_\_\_ 口座名義 \_\_\_\_\_

●解約時のルール

・契約期間中にベビーシッターの都合で契約を解約する場合、

（解約の\_\_\_\_\_日前までに相手へ申し出る ・ 違約金として相手へ \_\_\_\_\_円を支払う）

・契約期間中に保育依頼者の都合で契約を解約する場合、

（解約の\_\_\_\_\_日前までに相手へ申し出る ・ 違約金として相手へ \_\_\_\_\_円を支払う）

（該当に○をし、数字を記入）

ただし双方、同意の元、契約を解約する場合はこの限りではない。

●その他特記事項 \_\_\_\_\_

●保育条件は上記の通りとし、本書2通を作成し、保育委託者とベビーシッターは各1通を保有する。

平成 年 月 日

保育委託者（住所）

（氏名）

印

ベビーシッター（住所）

（氏名）

印